北海道後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画(改定案)

平成21年10月 策定 平成28年 月 改定

第1目的

後期高齢者医療制度における保険料の収納の確保は、制度を運営していく上で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担している若年世代の理解を得る観点からも極めて重要である。

北海道後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画(以下「実施計画」という。)は、これらを踏まえ、保険料を確実に収納するための市町村及び北海道後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う基本的な取組を明確にし、保険料収納率の更なる向上に努めることで、本制度の安定的な運営に寄与することを目的とする。

第2 基本方針

市町村及び広域連合においては、被保険者に対し、制度の趣旨を十分に説明して保険料の納付に対する理解が得られるよう最大限努めるとともに、より一層の効果的かつ効率的な収納対策を講じることとする。

第3 具体的取組

1 市町村の取組

保険料の収納の確保に当たっては、滞納の初期の段階からきめ細かな収納対策を行うことが不可欠であるため、被保険者の収入、生活状況等に応じて次に掲げるようなきめ細かな取組を行った上で、市町村の実情に応じた効果的かつ効率的な取組を行う。

- (1) 滞納の初期の段階からのきめ細かな対応
 - ア 文書、電話及び臨戸訪問等による催告並びに納付相談の実施 被保険者と連絡が取れない等の場合にあっては、民生委員、福祉・介護関係者 等と連携し、被保険者の地域での生活状況等を把握した上で行う。

イ 関係部署との連携

保険料を滞納している被保険者については、他の公租公課や水道料金等も滞納 している場合があることから、市町村内のこれらの徴収部門と連携し、総合的な 対策を実施する。

ウ 納付計画の作成

保険料を直ちに支払うことが困難である被保険者については、その収入、生活 状況等を十分考慮の上、保険料の分割納付、減免・徴収猶予等の活用を含めた納 付計画を被保険者と共に作成し、適切な収納に結びつける。

(2) 効果的かつ効率的な収納対策

ア 広報活動の実施

広報誌やホームページ等を活用し、制度の周知や納付啓発を行う。

イ 口座振替の推進

納付書払いの被保険者に対して積極的に口座振替を推進する。

ウ 納付相談窓口の設置

来庁による納付相談を希望する被保険者を対象に相談窓口を設置し、収納対策 上必要と判断する場合は、夜間や休日にも設置する。

エ 短期被保険者証の活用

被保険者と接触して納付相談等の機会を増やすことが重要であることから、短期被保険者証を繰り返し活用する。

また、短期被保険者証の交付の趣旨に鑑み、その引き渡しについては、原則と して市町村の窓口等において手交し、被保険者資格証明書の交付に至らないよう 納付指導を行う。

オ 滞納処分の適正な実施

上記のきめ細かな収納対策を適切に行った上で、保険料の納付につき十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない納付義務者に対しては、 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 113 条の規定に基づく滞納処分を適正に行う。

2 広域連合の取組

北海道内において整合性のとれた収納対策を実施することが重要であるため、北海道の協力の下に市町村間の調整を図り、実施計画に基づき市町村が行う収納対策の支援を行う。

- (1) 滞納の初期の段階からのきめ細かな対応への支援
- ア 納付折衝の機会を得るための支援

市町村における被保険者との納付折衝等の機会を増やすための支援を行う。

イ 適正な保険料額を徴収するための支援

納付資力に応じた適正な保険料額を徴収するための補完的な情報等を市町村に 提供する。

(2) 効果的かつ効率的な収納対策への支援

ア 制度周知・納付啓発等の支援

広範的な制度周知・広報を最適な方法により実施するとともに、市町村が行う 納付啓発等への支援を行う。

イ 情報収集及び提供

収納対策や滞納整理に関する情報や効果的な取組事例等の収集に努め、市町村に提供する。

ウ 新たな収納対策実施のための支援

市町村と意見交換しながら、収納率を向上させるための新たな方策を検討し、 又は市町村における新たな方策実施のための支援を行う。

(3) 市町村間の調整

ア 市町村の取組状況等の把握及び提供

各種調査等の実施により市町村における取組状況等を把握するとともに、その 内容を市町村に提供する。

イ 情報共有等の場の提供

市町村における収納対策の実施状況の把握や地域内の情報共有等を図るための実地調査や会議等を行う。

3 北海道との連携

広域連合は、市町村における収納対策の実施状況及び広域連合における支援状況について、北海道へ十分な情報提供を行い、必要な助言等を得るとともに、適宜照会や要望を行う。

第4 その他

- 1 広域連合は、この実施計画に定めるもののほか、その他必要な事項について北海道 及び市町村と協議する。
- 2 この実施計画は、必要に応じて見直しを行う。

北海道後期高齢者医療広域連合保険料収納対策に係る実施計画

1. 目的

後期高齢者医療保険料に係る被保険者負担の公平性を保つ観点から、保険料を 確実に収納するための市町村および広域連合が行う基本的な取組を明確にし、これ に基づき収納率の向上に努める。

2. 内容

(1) 市町村における取組

保険料を納付しやすい環境の整備

① 広報活動

広報誌やホームページ等を活用し、制度の周知や納付啓発を行う。

② 口座振替の推進

普通徴収(納付書払い)対象者に対して口座振替を推進する。

- ③ 納付相談窓口の設置
 - ・来庁による納付相談を希望する者を対象に、相談窓口を設置する。
 - ・収納対策上、必要と判断する場合は、夜間や休日に設置する。

被保険者へのきめ細やかな対応

① 文書による督促

督促状の送付のほか、状況に応じて催告書や納付相談のお知らせなど を送付する。

② 電話による督促

- ・文書による督促の後、状況に応じて電話による督促を行う。
- ・平日のみでは接触できない場合は、必要に応じて夜間や休日に行う。

③ 臨戸訪問

- ・文書や電話督促などの納付折衝に応じない者には、状況に応じて 臨戸訪問し接触を図る。
- ・平日のみでは接触できない場合は、必要に応じて夜間や休日に行う。

④ 納付計画の作成

- ・分割納付など、被保険者とともに、その生活状況などに応じた納付 計画の作成に努める。
- ・被保険者の生活状況を十分に把握した上で、保険料の減免などについても検討する。

公平性を保つための滞納者への対応

① 短期被保険者証の活用

短期被保険者証を発行することにより接触の機会を増やし、被保険者 資格証明書の交付に至らないよう納付指導を行う。

② 滞納処分

上記の収納対策を適切に行った上で、十分な収入、資産があるにもかかわらずなお保険料を納めない納付義務者に対し、滞納処分を行う。

※(1)市町村における取組は、事務の効率性を考慮し、市町村の実情に応じて 実施する。

(2) 広域連合における取組

市町村への支援

① 広報活動

新聞広告の掲載や折込チラシなどにより納付啓発に努めるほか、広報 誌用原稿を作成し市町村へ提供する。

② 情報収集および提供

- ・標準システムの情報を基に、各市町村の収納率を集計し広域連合 ホームページ(市町村用ページ)で公表する。
- ・収納対策に係る好事例(民間活力の導入による効率化なども含め) や滞納処分に関する情報収集に努め、各市町村へ提供する。

③ 実施状況の把握など

各市町村における収納対策の実施状況を把握し、必要に応じて道と 連携しながら収納率の低い市町村に対して収納率向上のための働き かけを行う。

④ 新たな方策の検討

市町村と意見交換しながら、収納率を向上させるための新たな方策を検討していく。

※ 収納対策の実施にあたり国や北海道への照会や要望が必要な場合は 適宜行う。